

「新・みどりの大阪21推進プラン（案）」に対する意見等

社団法人 大阪自然環境保全協会

1. ① 今回発表された「新・みどりの大阪21推進プラン（案）」（以下＝本プラン）は、自然環境の保全・回復・活用／緑の創出等を趣旨とした方針であるが、こうした分野における、条約に基づく国レベルの上位計画であるべき「生物多様性国家戦略」との連動・その地域（大阪府）施策としての位置付け等が本プラン全般的にほとんど示されていない。

上記の点に関係していると見られるが、本プランが都市圏の環境保全を趣旨としているにもかかわらず、都市づくりを優先して、環境保全の根元的前提となる自然環境資源（生態系の土壌、水域、生物群集）の保護・保全が本プランの全体的な趣旨として貫かれていない、と言える。以上の「生物多様性国家戦略」との関係性や、同戦略も求めている自然環境資源の保護・保全を趣旨とすることを明示する必要がある。

- ② また、本プランでは全般的に理想的目標像が描かれているにもかかわらず、「生物多様性国家戦略」が危機として警告している自然環境の直接的破壊（無駄な開発など）や放置による多様性の低下、外来生物の侵出など、大阪府域でも深刻化している自然環境の危機・問題が総合的には明示されていないので、それらの点をどう具体的に克服していくのか、という具体施策を示す必要がある。
- ③ 上記①で述べたように「自然環境資源（生態系の土壌、水域、生物群集）の保護・保全が本プランの全体的な趣旨として貫かれていない」ことから、本プランより予測できる各種施策は、自然環境資源（生態系の土壌、水域、生物群集）の保護・保全と、都市施設としての人工的緑地施設づくりとが混在しており、このため、条約による上位計画であるはずの「生物多様性国家戦略」が危機として警告している自然環境の直接的破壊（無駄な開発など）や放置による多様性の低下、外来種の侵出などに対応する施策と、これら施策と相反するケースの多い人工的緑地施設づくりも十分に混在するとみられ、自然環境資源の保護・保全を損なう懸念が強いためこれに配慮するよう明記することが必要である。
- ④ 平成8年の「みどりの大阪21推進プラン」や平成11年の「大阪府域広域緑地計画」が策定されていたが、これらに掲げられた目標の達成状況や達成できなかった点についての総括がない。またここ10年ほどの間の社会情勢が大きく変化しているが、人口統計・気温の変化・土地利用状況などの最新のデータを掲げるべきである。

2. ① 緑の創出に関する事項を除く本プランは大阪府自然環境保全条例に基づく方針であるが、方針は義務的要素が希薄であり実効性が低い。本プランに示された大阪府域や全国的にも共通した深刻な自然環境の危機をみたとき、「包括的自然環境保全制度」としての同条例の改正や新たな条例づくりが必要と考える。

本プランをまとめる現段階では、本プランの「包括的自然環境保全制度」関係内容を適宜同条例（施行規則・細則を含む）に組み込んでいくことなどを担保すべく、この点を記述し

ておくべきである。

- ② また、第3章「基本目標」として、「大阪のみどりを取り巻く様々な課題に対処しつつ・・・(以下省略)」とあるが、森林・農地の「放棄」による生物多様性低減とその売却に伴う各種の開発や、現在も続けられている「水と緑の健康都市」や「彩都」、案威川ダム、槇尾川ダムなどの公的な大型開発など、大きな課題の様々な要因の把握とそれへの対策が示されなければ、これまで同様に大阪における自然環境の危機を招くことになるため、これらを明示する必要がある。

3. ① 本プランでは、自然環境の保全・回復／緑の創出の方法的概念を「エコロジカルネットワーク」としているが、「エコロジカルネットワーク」の趣旨は、主として都市域における生態系の回復である。このため、これをもって、自然林などの良好な自然環境がまだ残されている大阪府域全体の自然環境の保全・回復の方法とするのは不適切であり、「エコロジカルネットワークの形成」として、それ以外の地域・エリアにおける開発などが促進される、つまり都市化・市街地化が促進される懸念がある。

例えば「府域レベルの『エコロジカルネットワーク』」(P24)で記載された以外のエリアについて、特に自然環境の保護・保全の対象ではないという懸念がある。

つまり上記1. 2. でも記したが、基本的には、より広範で面的な自然環境を保護・保全していくことを包括的に定める条例・制度・施策を、より充実整備していくことが必要である。「エコロジカルネットワーク」はそうしたより広範で面的な自然環境の保護・保全の担保制度・施策と組み合わせて実施すべきであり、この点の具体施策が本プランには欠落している。

- ② また、上記①で言及した「エコロジカルネットワーク」を含めた本プランの内容について、既存の各種自然環境関係法・条例・地域指定等とどのように整合させながら保全・回復を高めていこうとするのか、この点について明示していただきたい。
- ③ 点在する緑地にバッファーをとって連続性を持たせることは適切であるが、これをどう実現するかは示されていない。また生物多様性を始めとした森林の本来機能を失っている人工針葉樹林の改善に言及しているが、このような民有林・国有林にどう関わり、取り組むかが示されていない。さらに、河川やため池などの水環境は、生物資源の保護・回復を第一義に考えるべきで、それらとのふれあいは、生き物環境を損なわない範囲にとどめるべきである。大阪府の川では魚の移動を阻害する落差工の改善を、ため池は保全を優先すべきである。

4. 1. ③と関連するが、現状の「緑の創出」においては、いわゆる在来の自然環境・生物群集の保護・保全に配慮しない、いわゆる外来の緑づくりが広がっているが、本プランではこの点に配慮すべきとする項目も置いて、今後の在り方・施策を明示する必要がある。

5. 大阪府の自然環境保全等関係予算は縮減され様々な課題への対処を遅らせているため、本プラン

ンを実施するための財源計画を最終の2025年度まで具体的に予測して明示し、これをもとにプラン各種施策について、いつまでにどの程度の内容を実施するのかを明記する必要がある。また優先施策も具体的に明示すべきである。

「都市と自然」387号 2008年6月号 特集記事より転載